

## 第一章 序論

### 1-1 本研究の背景

産業廃棄物処理業者の優良性の判断に係る評価制度が2005年4月1日に施行された。この制度は排出事業者が自らの判断により優良な処理業者を選択できるよう、国において遵法性・情報公開・環境保全の取り組みという三つの点で評価基準を設定するというものである<sup>1)</sup>。

産業廃棄物処理業界の優良化に向けて動き出した「評価制度」ではあるが、「評価制度」への処理業者の、取組の現状は明らかではない、そこが本研究の論点である。

### 1-2 本研究の目的

「産業廃棄物処理業者の優良性の判断に係る評価制度」における、各評価項目への処理業者の情報開示の状況を明らかにすること。

処理業者の「評価制度での情報公開」のしやすさへの認識と、取り組みが困難な理由を明らかにすること。

### 1-3 本研究の意義

「産業廃棄物処理業者の優良性の判断に係る評価制度」の現状の問題点が明らかになることが本研究の意義である。

### 1-4 本研究の方法

- (1) 主に『産業廃棄物処理業者の優良性の判断に係る評価制度の解説』を利用し文献調査を行う。
- (2) 処理業者の評価制度における、各評価項目への処理業者の情報開示の状況を明らかにするために、産廃情報ネット上の情報開示システムを利用し、処理業者 1278 社(2006年6月~9月)を対象に情報整理を行う。
- (3) 「評価制度での情報公開」のしやすさへの認識と、取り組みが困難な理由を明らかにするために、産廃情報ネット上に情報開示している処理業者 1278 社(2006年6月~9月)のうちHPに連絡先が明記されている業者 463 社を対象に、メールによるアンケート調査を実施する(回答数 81 社)。

下の図 1-1 に、研究方法のフロー図を示す。

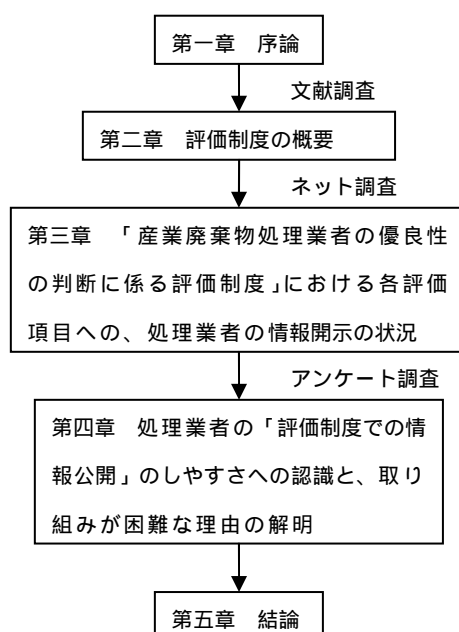


図 1-1 研究方法のフロー図

#### 1-5 本研究の構成

第一章では、本研究の背景や目的の序論。

第二章では、「産業廃棄物処理業者の優良性の判断に係る評価制度」の概要及び制度の背景・目的について紹介する。

第三章では、「産業廃棄物処理業者の優良性の判断に係る評価制度」における、各評価項目への処理業者の情報開示の状況を明らかにする。

第四章では、処理業者の「評価制度での情報公開」のしやすさへの認識と、取り組みが困難な理由を明らかにする。

第五章では、研究の結論を記す。

#### 1-6 本研究の用語

- 評価制度...「産業廃棄物処理業者の優良性の判断に係る評価制度」<sup>1)</sup>
- 評価基準...産業廃棄物処理業の許可の際の申請書類を一部省略させることができる者の要件<sup>1)</sup>
- 産廃情報ネット...産業廃棄物処理事業振興財団が運営するサイト<sup>1)</sup>
- エコアクション 21...環境大臣が定める環境マネジメントシステムに基づく認証<sup>2)</sup>

#### <参考文献>

- 1) 環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部 産業廃棄物課：産業廃棄物処理業者の優良性の判断に係る評価制度の解説 (2005)：  
< <http://www.sanpainet.or.jp/AppProgram/FinalReport.pdf> >
- 2) 産廃情報ネット： < <http://www2.sanpainet.or.jp> >